

序 策定にあたって

1) 策定の趣旨

近年、地方分権の進展とともに各自治体の自主性と自立性が求められており、また、市民の価値観が多様化する中で、様々な行政ニーズ^{*1}への対応が要請されています。これに対応していくために、多くの市民がまちづくりに参画していくことが求められます。

これまでの地域自治の諸活動に加え、地域社会の様々な課題の解決に主体的に関わっていかうと、ボランティア活動、NPO（非営利活動団体）などの市民活動が活発化してきており、市民主体のまちづくりをサポートする仕組み、市民と行政の協働^{*2}によりまちづくりを推進する仕組みを整えることが求められています。

本市では、これらの課題に対応していくため、平成13年度を始期とする第三次伊東市総合計画の中で、「市民によるまちづくりの推進」を施策として位置づけるとともに、第七次基本計画において、「まちづくりへの意識向上とリーダーの育成」、「市民主体のまちづくりへの支援」、「まちづくりへの市民参画の推進」を施策の基本的な方向性として掲げています。

本計画は、この施策に基づき、市民参画の基本的な考え方や役割分担、具体的な取組など、まちづくりや市政への市民参画を推進する方針・施策を明らかにするものであり、本計画の実施により、第三次伊東市総合計画に定める本市の将来像「住みたい 訪れたい 自然豊かな やすらぎのまち 伊東」の実現を図るものです。

^{*1} ニーズ：必要、要求

^{*2} 協働：市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成のために力を合わせること。

2) 計画の位置づけ

本計画は、市民のまちづくりや市政への参画システムの構築を目指すものであり、総合計画における「市民によるまちづくりの推進」を重点的・計画的に実施するために、市民と行政双方が共有する指針となるものです。

計画期間は、平成15年度から概ね10年間とします。ただし、計画の進捗状況を随時点検し、公表するとともに必要に応じ見直すこととします。

計画の策定にあたっては、市民や市民団体がまちづくり活動の場で抱えている問題や、市政における市民参画を進める上での今後の課題等を市民と行政両方の立場で把握する必要があることから、地域代表・市民団体代表・一般公募市民による「伊東まちづくり市民会議」と行政の若手・中堅職員による「いとう50人委員会」を設置し、検討を行うとともに、検討経過を市ホームページ等で公開しながら幅広い市民意見を求めるなど、市民・市職員の広範な参画により策定しました。

本計画では、

○「まちづくり」を、「歴史、文化、教育、生涯学習、環境、子育て、福祉、観光などの様々な分野において、市民が自発的、自主的に取り組む公益性のある活動」と定義します。

○「市民参画」は「市民主体のまちづくりに参加すること、及び市政の政策の立案や計画の策定、事業の実施、事業の評価などの過程に市民が参加すること」としています。

○「市民活動」とは、一般的に「市民による自発的・継続的な社会活動で営利を目的としないもの」とされており、「ボランティア」は、「市民活動の一部で、営利を目的とせず自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する個人の活動」と捉えています。

○なお、「市民団体」「市民活動団体」「NPO」については、ほぼ同義語として使用しています。